

令和7年度善通寺市国民健康保険運営協議会議事録

開催日時 令和8年2月26日(木) 午後1時30分～午後2時40分

開催場所 ZEN キューブ 3階講習室3

出席委員 佐柳 智恵美 渡邊 公照 大握 節子 藤澤 孝男 向井 隆朗
香川 宗寛 村上 祐次 宮川 澄子 大西 智晴

事務局 保健福祉部長 山西 留美
市民生活部長 佐柳 学
保健課長 香川 昇
税務課長 秋山 哲郎
保健課課長補佐 津島 智子
保健課係長 松本 昌子
保健課係長 林 明宏
保健課主事 渡邊 奈菜
税務課主事 山本 直人

- 議事 (1) 諮問事項
善通寺市国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金の税率(案)について
善通寺市国民健康保険税の賦課限度額の改正(案)及び軽減対象者の拡大(案)について
- (2) 報告事項
令和6年度特別会計国民健康保険決算について
令和6年度保険事業(特定健康診査等)について

議事録

(事務局)

これより令和7年度善通寺市国民健康保険運営協議会を開催いたします。日ごろは、市の国保事業に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。また、本日は大変お忙しい中、本協議会にご出席いただきありがとうございます。

私は、保健課長の香川でございます。よろしく願いいたします。まず初めに保健福祉部長よりご挨拶申し上げます。

(保健福祉部長)

失礼いたします。本日は、国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様におかれましては、公私御多忙にもかかわらず、御出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃は本市の国民健康保険事業に対し格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年6月に子ども・子育て支援法が改正され、令和8年度より子ども・子育て支援金制度が創設されるなど医療保険制度は、大きな転換期を迎えているところでございます。

これまで本市では健全な国保事業の運営に取り組んでまいりましたが、社会の変化に伴い被保険者の減少や医療費の増加など多くの課題の解決が求められております。

今後も、市民が安心して住み続けられる街として本市の国民健康保険事業の健全運営に努

めてまいりますとともに、委員の皆様方には忌憚のないご意見、ご助言を賜りますようお願い申しあげまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

(事務局)

ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、改選後の初めての会議ですので、事務局より、委員のご紹介をさせていただきます。

被保険者を代表する委員としまして、佐柳智恵美委員、渡邊公照委員、大握節子委員。保険医又は保険薬剤師を代表する委員としまして、藤澤孝男委員、向井隆朗委員、香川宗寛委員。公益を代表する委員としまして、村上祐次委員、宮川澄子委員大西智晴委員の以上9名でございます。よろしくお願いたします。

委員の皆様の中には初めての方もいらっしゃいますので運営協議会の説明をさせていただきます。

お手元の資料の20ページの善通寺市国民健康保険運営協議会規則をご覧ください。

運営協議会は市長の諮問機関として設置され、規則第2条に掲げる事項を審議するものとしております。例えば、国保税や保険給付に関することについて審議していただきます。

それから、運営協議会の会長は、規則第4条第1項に基づき、公益を代表する委員のうちから選んでいただき、会長は協議会の運営に当たることとしております。

では、次第の3の会長選出に移りたいと思います。委員の改選後の初めての会であり、委員の皆様から選出をお願いたします。何かご意見等はございませんか。

(委員)

事務局の方で何か案があればお願いたします。

(事務局)

ありがとうございます。事務局といたしましては、会長を大西委員にお願したいと思っております。いかがでしょうか。

(委員)

(異議・意見なし)

(事務局)

委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。異議がないようですので、会長には大西委員を選出することといたしました。よろしくお願いたします。大西会長には会長席に移動をお願いたします。

それでは大西会長からご挨拶をお願いたします。

(会長)

皆さんこんにちは。この度、会長を仰せつかりました大西でございます。本日は、令和7年度善通寺市国民健康保険運営協議会に、委員の皆様にはお忙しい中ご出席くださりまして、誠にありがとうございます。

今回、市長から子ども・子育て支援納付金と国民健康保険税の賦課限度額の改正及び軽減対象者の拡大について諮問があり、本会に意見を求められているところであります。皆様には、忌憚のないご発言をお願いたしますとともに、円滑な会議の進行にご協力お願いたします。

(事務局)

ありがとうございました。

本日の会議につきましては、運営協議会委員9名のうち、出席者が委員の区分ごとにそれぞれ過半数を超えておりますので、普通寺市国民健康保険運営協議会規則第7条により有効に成立していることを御報告いたします。

これ以降の会議の進行につきましては、規則第8条第1項の規定により会長にお願いします。

(会長)

それでは会議を始めたいと思います。

まず会議に先立ちまして、本日の会議録の署名委員を指名いたします。本日の会議録の署名委員につきましては、渡辺委員様、宮川委員様を指名いたします。よろしくお願いいたします。

まず、諮問事項の普通寺市国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金の税率(案)について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それではまず保健課より、子ども・子育て支援金制度につきましてご説明させていただきます。資料2ページの子ども・子育て支援金制度Q&Aをご覧ください。

子ども・子育て支援金制度とは全ての世代や企業の方から支援金を拠出し、様々な子育て政策に充てて社会全体で子どもや子育て世帯を支える制度でございます。集められました拠出金につきましては、資料1ページにあります児童手当拡充や育児短時間就業給付などの子育て支援に充てられます。

次に支援金の徴収の流れでございますが、資料2ページの支援金の徴収の流れをご覧ください。真ん中にあります医療保険者が普通寺市とお考えください。支援金を被保険者から納付いただき、それを国に納付するという流れでございます。国保には事業主はありませんので、被保険者が全額負担することとなります。

では実際に普通寺市の国民健康保険税がどう変わるかと申し上げますと、資料3ページをご覧ください。令和7年度までは医療給付分と後期高齢者支援金分、それに40歳から64歳までの方が支払う介護保険分の三つで国民健康保険税が構成されておりました。令和8年度からはこれらに加えまして、先ほど申しました子ども・子育て支援金分が追加されることとなります。詳しい内容につきましては、税務課よりご説明させていただきます。

税務課長を務めております秋山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料の4ページをご覧ください。子ども・子育て支援金支援納付金の賦課徴収についてご説明いたします。

まず、税率の設定についてであります。これは香川県にて算定された標準保険料率を基に本市の子ども子育て支援金の標準保険料率を決定いたします。

また、当該支援納付金は、令和8年度から10年度まで段階的に引きあがる制度設計となっており、令和9年度及び10年度も香川県が算定した標準保険料率を適用して改定を行う予定です。左下に載せている表は、こども家庭庁の資料から抜粋した子ども子育て支援納付金分の月額平均負担目安となっております。表の下から2段目、国民健康保険においては、加入者一人当たりの支援納付金額は、令和8年度250円、令和9年度は300円、10年度は400円と金額が段階的に増額していく見込みとなっております。

また、右下の金額は、香川県が示す、本市の子ども子育て支援納付金額と標準保険料率となります。

5ページ目をご覧ください。4ページ目でご覧いただいた県の標準保険料率等を参考に、本市の子ども・子育て支援納付金分の標準税率を仮で設定しております。併せてこの標準税率を元に、子ども・子育て支援納付金分がどのくらいの金額で賦課されるようになるのかを

次の3つのモデルケースで例示しております。

それぞれ納付金目安額に対して算定税額と徴収金額がどのくらいの金額になるのかを計算していますので、参考にご確認ください。

以上、善通寺市国民健康保険税子ども子育て支援納付金の税率案についての説明となります。

(会 長)

ありがとうございます。今までの説明は子ども・子育て支援納付金の税率の案についてでした。事前に配布いただいた子ども・子育て支援納付金と本日配られた算定資料とはどのような関係がありますか。ご説明いただけますか。

(事務局)

算定資料におきましては、香川県が善通寺市に負担を求める納付金総額に対しまして、県の試算した保険料率及び市が今回設定する保険料率を基に、市の世帯数、課税所得等にて試算しましたものを資料として提示させていただいております。

それぞれ県の試算した保険料率は左側、市が今回設定する保険料率は右側で税額を算定しておりますので、この保険料率に基づいて計算した結果がこの資料になり市民の方から徴収させていただく収納額見込みとなっております。

(会 長)

今からは質疑ご意見をお受けしたいと思いますが、何でも結構です。今の説明では分からないという部分について説明を求めても構いませんし、具体的にこの子ども・子育て支援納付金の仕組み等々についても、ご質疑があれば、ご質疑をいただきたい。

(委 員)

子ども・子育て支援金は、国保に加入している市民は、保険税の中から徴収して社会保険に加入している方は、別で徴収されるということにかまわないか。

(事務局) 社会保険加入されている方は、社会保険から徴収されます。また、事業主負担もあります。

(委 員)

18歳以上均等割加算額とはなんですか。

(事務局)

18歳以上均等割加算額に関しましては、一旦全被保険者に対して均等割額1,100円に賦課されますが、18歳未満については、子ども・子育て支援分を賦課しないという減免扱いになりまして、その部分を18歳以上の年齢層で負担していただくこととなります。

(事務局)

算定資料について補足説明よろしいでしょうか？

(会 長)

お願いします。

(事務局)

まず県の標準保険料率は、県に試算をしていただいたものです。善通寺市はこのくらいの税率が必要というものになります。

それが、所得割0.27%、均等割額1,071円、18歳以上均等割加算額が56円で18歳以上の均等割が1,127円で平等割額というのは688円になります。この税率をもとに現時点での試算を行っています。所得割を計算すると796万8,234円になります。次に、均等割が512万5,806円で、平等割が219万8,848円になります。合わせた算出税額が1,529万2,888円になります。

令和8年の善通寺市子ども子育て支援の納付金額が1,532万5,735円になりますが、その金額に先ほどの算出税額は足りておりません。

次に県の標準保険料率をもとに市が設定する保険料率についてです。所得割は0.27%、均等割は県の額を切り上げて1,100円、18歳以上均等割加算額も切り上げて100円、18歳以上均等割合計額も切り上げて1,200円、平等割額についても切り上げて、700円にしております。この税率で先ほどと同じように、計算いたしますと1,547万34円となります。この場合県への納付金額を上回ります。

ただ実際のところ、収納率は94%~95%ですので仮に足りない場合については他で補うこととなります。

(委員)

子ども・子育て支援納付金分は、段階的に上げていくということなので来年度も再来年度も議論が必要となるということか。

(事務局)

はい。来年度も再来年度も税率改正が必要になります。

(委員)

県への納付する金が決まっているので、それが納められる税率でないといけない。

(事務局)

今回、はじめて税率設定するため過去の数字などから推計することが難しく、県に示していただいている標準保険料率を参考に税率を設定している自治体がほとんどであると思います。来年、再来年については、今後の状況を見ながら税率を考えていく必要があります。

(会長) ほかに質疑何かありますか。

(委員)

(質疑・意見無し)

(会長)

それではただいまの子ども子育て支援納付金の税率につきまして、以上で質疑を終結したいと思います。

次に諮問事項2点目、善通寺市国民健康保険税の賦課限度額の改正案および軽減対象者の拡大案について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、善通寺市国民健康保険税の賦課限度額改正(案)及び軽減対象者の拡大(案)についての説明をさせていただきます。

6ページ目をご覧ください。令和7年12月26日に閣議決定された令和8年度税制改正大綱のうち、国民健康保険税の改正案を抜粋したものです。この改正案が国会において可決・成立・公布されますと、令和8年4月1日から施行される予定となっております。

改正内容は、大きく分けて2点ありますが昨年とほぼ同様の改正案であります。

1点目は、賦課限度額の引き上げです。2点目は、低所得者に係る保険税の軽減対象者拡大です。

7ページ目をご覧ください。まず、1点目の賦課限度額の引き上げについてご説明いたします。

賦課限度額を引き上げることにより、今後の税率改正の際、中間所得層の被保険者に配慮した見直しが可能となること、又、全国レベルで基礎課税・後期高齢者支援金等課税・介護納付金課税の限度額超過世帯割合の均衡を図るため、実施されるものであります。内容としては、基礎課税額の限度額が66万円から67万円に上げられます。

また、こちらの資料は去年との比較の為、載せておりませんが、先ほどご説明した子ども子育て支援金分の賦課限度額は3万円となっております。その為すべてを含めた国民健康保険税の賦課限度額は113万円となります。

この改正は、これまでよりもより高所得層に一定の負担を担っていただくことで、中間所得層に負担が偏らないようにするための調整を行うものであります。改正の影響としましては、調定額は約35万円程度の増額を見込んでおります。

続けて、低所得者に係る保険税の軽減対象者拡大についてご説明いたします。

8ページ目をご覧ください。国民健康保険税の軽減措置につきましては、世帯の所得に応じて、7割・5割・2割の軽減が設けられております。今回の改正は、このうち5割軽減及び2割軽減の判定基準を見直すものでございます。5割軽減の所得判定の際、国保被保険者数に乗ずる金額が、30万5千円から31万円に、2割軽減の所得判定の際、国保被保険者数に乗ずる金額が56万円から57万円に上げられる予定です。

この改正は、軽減判定基準の緩和により、これまでよりも多くの低所得世帯が軽減措置の対象となるものでございます。なお、改正の影響としましては、新たに29人、22世帯が軽減対象となり、調定額は、約48万円程度の減額となる見込みです。

以上の改正について、お諮りします。

(会 長)

それでは質疑に移りたいと思います。質疑ありましたらどうぞ、忌憚のないご意見をお願いいたします。

(委 員)

今お聞きした内容ですと、賦課限度額の引き上げについて増額が35万6,800円にある。逆に軽減対象者の拡大によって48万400円という金額になる。プラスマイナスで言ったら、マイナスになるということですか。

(事務局)

マイナスになりますが税込全体からするとそれほど大きな影響ではございません。

(会 長)

ほか何かありませんか。よろしいですか。

(委 員)

(質疑・意見なし)

(会 長) それでは質疑を終結いたしましたので、今までの諮問事項2点につきましては適当という内容で、答申書作成したいと思います。作成については会長私に一任をさせていただいてもよろしいでしょうか。

(委員)
(異議なし)

(会長)

ありがとうございます。それでは答申書を作成いたしまして、後日、委員の皆様には、また郵送させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは次に報告事項に移ります。

まず、令和6年度特別会計国民健康保険決算状況について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

保健課より、令和6年度特別会計国民健康保険の決算状況について時間の都合もございませぬので簡単にご説明いたします。資料の10ページをご覧ください。まずは、歳入でございますが、令和6年度歳入合計は、33億7,445万1,753円となり昨年度より2億1,584万7,891円減少しておりますが、被保険者の減少に伴う保険税収入の減少と県支出金の減少が大きな要因でございます。

次に資料11ページをご覧ください。歳出でございますが、令和6年度歳出合計は、33億5,565万4,925円となり昨年度より1億7,469万4,472円減少しておりますが、被保険者の減少に伴い医療給付費が減少していること、それに伴い県に納付する納付金が減少していることが大きな要因でございます。

結果、令和6年度の収支差引額は、1,879万6,828円の黒字でございます。予算名称別の決算状況の詳細につきましては、資料12ページから15ページに記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

以上で、令和6年度国民健康保険の決算状況についての報告を終わります。

(会長)

決算状況の説明がありました。どうぞ、委員の皆さんご質問ありましたらお願いいたします。何かありませんでしょうか。

(委員)

国保会計自身を黒字というのは言い方されましたけど、2億5,428万1,147円繰り入れがありますよね。保険税だけではやりくりはできていない。または交付税とか、県からの支出金だけではやりくりができていないということではないでしょうか。

(事務局)

一般会計からの繰入金の中には、国や県からの交付金も含め一般会計からも一部繰り入れをしております。この繰入金につきましてはあくまで法定に基づき繰り入れておりますので、法定外のものではございません。

(委員)

国民健康保険事業の財政調整基金はどのくらいありますか。

(事務局)

現在2億円強ほどありますが、令和7年度、8年度で取り崩す予定となっております。

(委員)

基金残高の推移は。

(事務局)

令和6年度までは積み上げておりましたが、令和7年度からは取り崩していくことになり
ます。今のままであれば今後も取り崩していかないとはいけないと思います。

この件については、来年度以降の運営協議会の中でご議論いただく必要があるかと考えて
いますが、現時点では具体的に何も決まっております。

(委員)

次年度でしっかり考えてください。財政調整基金がない事業は危険だと思います。

(会長)

ほかに何かありますか。なければ、報告事項1番目の報告事項の質疑を終結したいと思います。

続きまして、報告第2の令和6年度保健事業について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

保健課より、令和6年度の保健事業（特定健康診査等）について説明いたします。資料1
6ページをご覧ください。

まずは、1の特定健診受診率についてです。対象者3,661人のうち1,624人が受診
し、受診率は44.4%でした

中段のグラフは、県内市町の受診率のグラフです。香川県の平均受診率は44.4%です。
本市は県内8位であり、令和5年度の本市は42.6%と比較すると受診率は上昇していま
す。

次に、特定健診未受診者勧奨についてです。令和6年度の特定健診未受診者勧奨は業者に
委託して実施し、通知による受診勧奨を行いました。資料17ページをご覧ください。通知
による受診勧奨は、令和元年～令和5年の特定健診受診歴に基づき、対象者をグループ分け
し、2回送付いたしました。結果3,430名の対象者に対して、1,281名の方が受診さ
れ受診率は37.3%でした。

また、商業施設や公共施設における受診勧奨ポスターの掲示を行ったほか、令和7年度に
新規特定健診の対象者で40歳の者に対し、通知による周知啓発を令和7年1月に実施しま
した。こちらにつきましては、令和7年度においてもすでに実施しております。

続きまして、3の特定保健指導実績についてです。資料18ページをご覧ください。市が
保健指導の案内及び指導を直接行う方式と、人間ドック実施医療機関2施設に委託し実施す
る方式を併用して実施しました。令和5年度に比べ上昇したものの保健指導率19.7%と
低いのが現状です。

現在行っている訪問や電話等による個別保健指導及び集団での保健指導の実施を継続して
行い、保健指導率を再度向上させることを目標としております。以上で、令和6年度の保健
事業についての報告を終わります。

(会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました事項につきまして質疑意
見等ございましたら、どうぞご発言ください。

(委員)

特定保健指導についてですが、積極的（支援）もあると思いますが、皆さんなかなか受け
られないと思うのですが。どのように案内しているのですか。

(事務局)

今の特定保健指導のところについてお答えさせていただきます。まず特定保健指導対象と

なった方に対しては、全員にご案内をしています。まず教室への呼び込みでしたり、訪問等による介入といった形で、アプローチさせていただいております。

ですが実際実施までに至らないケースがほとんどで、終了者で今は件数として報告させていただいておりますが、1回で中断するという方も一部おられますが、継続的にフォローしていけるよう努めています。

(委員)

この通知による勧奨等ですが、1回目とか2回目、これはいつ頃のタイミングで行っているのですか。

(事務局)

人間ドックを受けられた方も実は教室としては健康づくりの教室としてご案内をさせていただいている部分があります。

その理由としては人、間ドックで特定保健指導の実施機関としては、現在4医療機関中1医療機関のみになっております。そちらの医療機関でも実績としてはなかなか率が伸びていない状況にあるので、介入したけどその継続が難しいところのフォロー体制としても、こちらの方に読み込んでおりますので、ドック当日に呼び込みをしているものはあるのですが、ドックを受けた結果そこに特定健診の内容が含まれて、そこで特定保健指導対象となります。

もしそちらで受けらてる場合については、特定保健指導の中で構わないのですが、そうではない方はこちらにどうぞというところがありますので今後文面については検討していきたいと思います。

(委員)

善通寺市の特定健診検査の実績は合計44.4%で、香川県の令和6年度特定健診平均受診率も44.4%ですが、偶然ですか。

(事務局)

偶然です。

(委員)

半分以上の人も受けていないということですよ。健診率が悪いので考えていかなければならないのでは。

(事務局)

実際受診に繋がるまず健診を受けていただく前に、健診っていうのを知っていただくところが十分行き渡ってないところもあるかと考えており、いろんな場において特定健診を知っていただくように、地区組織であったり、通知物やポスター等を利用して、認識の向上に進めている状況です。

実際受診については、すでに医療機関についておられる方でしたり、逆に何もなければ受けません大丈夫ですっていう方もおられたりしますので、そこをまず認識のところが一旦ちょっと受けてみませんかという、ちょっと受けやすい体制作りをする必要があると思っていますので、周知のところでしたりとか、受けた方が実際それで早期で何か異常値が見つかって早期治療に繋がったりとか、そういったところを知る場だったりっていうのをつくった上で受診に繋げる。その後、異常値とか変化についてはこちらの方でフォローしつつ、重症化予防に進めていけたらと思います。

(委員) 人間ドックを毎年申し込んでいますが、申し込んでも受けない医療機関の申し込みが終わっていることがあります。受け入れ態勢が悪くなっているのではないかと。

(事務局)

市全体といたしましては複数の医療機関の中で、十分な住民の方を受け入れるべく人数的な枠は押さえております。継続して同じ医療機関で毎年行うということは意味があることだと思いますが、受け入れ側の医療機関の都合もごございます。ご相談いただけましたら、市のほうでも代替りの医療機関をご案内させていただきます。

(会 長)

ご意見ないでしょうか。個人的には、特定検診の受診率を上げるなど医療費抑制に努めていただけたらと思います。他にご意見等が無いようですので本日の協議会を終了したいと思います。最後に事務局から連絡事項はありますか。

(事務局)

今年度の運営協議会について、開催の予定はございません。来年度の開催日程は事前に調整させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

(会 長)

以上で本日の国民健康保険運営協議会を終わります。長時間ありがとうございました。